

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業とは株主のためだけでなく、従業員、取引先、地域社会等広く様々なステークホルダーのために活動する公器であると認識しております。そのため、経営の透明性、活動の公正性、意思決定の迅速性、適切な情報開示の実現が最重要であると考え、その実効性を高めるための牽制機能を充実させることを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

政策保有株式を保有する場合には、当社の企業価値向上の観点から、中長期的・安定的な取引関係の構築、維持若しくは強化又は事業の円滑な推進に資するものであるかを慎重に検討します。
また、政策保有株式に係る議決権については、当社の中長期的な企業価値向上の観点から総合的に勘案し、適切に行使します。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

取締役会は、利益相反が生じうる場合は、取締役会規程に基づき事前承認手続を経ることにより、独立した客観的な立場から適切に監督を行います。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、企業年金の積立金はありません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

当社は、顧客や株主等のステークホルダーにとって分かりやすく、有用性の高い情報を、適時適切に提供できるよう努めています。

- (1) 営業力の強化と資本の効率化に向けた取り組みを推進するため、企業価値の向上に向けた中期経営計画を策定し公表しています。
- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針について、コーポレートガバナンス報告書の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に記載し、当社ホームページに掲載しています。
- (3) 取締役の報酬については、短期業績のみならず、中長期の企業価値の向上や、他社の水準等を踏まえて、取締役会で協議のうえ決定します。
- (4) 取締役会は、取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっては、以下の選任基準に基づき、慎重に審議します。
 1. 経営又は監査に関して的確な判断力を有し、先見性・実行力がすぐれていること。
 2. 業務遂行力及び健康に問題なく、会社に貢献できること。
 3. コンプライアンス精神が備わっていること。

また、取締役の解任を行うに当たっては、取締役会において上記の選任基準等を踏まえて慎重に審議します。

- (5) 社外取締役及び社外監査役の選任理由については、コーポレートガバナンス報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」に記載します。

また、取締役及び監査役の選解任理由の説明については招集通知に記載します。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣への委任の範囲】

当社は持株会社体制を採用しており、取締役会はグループ経営の基本方針を策定するとともに、各子会社の業務執行の監督を行っています。

当社の取締役会は、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会規程及びその他の社内規程に従い、重要な決定については取締役会で決議しています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

下記の通り「社外役員の独立性基準」を策定しています。

また、弁護士及び企業経営者である独立社外取締役3名を選任し、その専門的知識や豊富な経験に基づき、経営方針等への助言、取締役の業務執行の監督及び利益相反取引の監督などを行っています。

<社外役員の独立性基準>

当社は、社外役員(社外取締役及び社外監査役)が下記項目のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性を有していると判断する。

- (1) 当社グループの業務執行者等(業務執行取締役、執行役員又は使用人をいう)である者又は就任前10年以内に業務執行者等であった者
- (2) 当社の10%以上の議決権を保有している大株主又はその業務執行者等
- (3) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- (4) 当社グループの主要な取引先の業務執行者等

- (5)当社グループより過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える報酬(当社役員としての報酬を除く)を受領している者
 (6)上記(1)~(5)に該当する者の配偶者又は2親等以内の親族

【補充原則4-11-1 取締役会の構成】

取締役会は、「原則3-1」に記載した方針・手続きに基づき選任された、当社グループの各事業分野についての知識・経験・能力を有する社内取締役と、各専門分野において高度な専門性を有し多様な観点から監督を行う社外取締役で構成しています。
 また、取締役会で迅速な意思決定を行うために、取締役の員数は定款の定めにより9名以内としています。現在の取締役の員数は適切な規模であると認識しています。

【補充原則4-11-2 兼任の状況】

取締役及び監査役の兼任状況を有価証券報告書及び事業報告に記載しています。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性】

各取締役及び各監査役に調査票を配布し、取締役会における議論の状況及び意思決定の適切性等について回答を得ました。その結果を踏まえた取締役会での議論を通じて、取締役会の実効性は確保されているものと評価しております。

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニング方針】

取締役・監査役が職務を遂行するため、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきであると認識し、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行います。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話が、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に不可欠であると認識し、下記のとおり、株主との建設的な対話に関する方針を定めています。

(1)株主との対話について

株主との実際の対話(面談)の対応者については、経営陣幹部又は取締役が面談に臨むことを基本とし、担当する取締役を明確にしています。

(2)対話を補助する体制

株主との対話全般について、会社全体を取り纏める担当取締役がその任を担い、対話を補助する部署(営業、財務、経理、総務、人事等)との常日頃からのコミュニケーションにより有機的な連携を図っています。

(3)個別面談以外の対話の手段

個別面談での対応を基本とし、今後要望があれば投資家説明会等も実施するよう検討します。

(4)株主意見のフィードバック

対話等において把握された株主の意見等については、取締役会で四半期報告として四半期に一度フィードバックします。

また、緊急を要する意見等については、その都度、代表取締役会長、代表取締役社長及び取締役に報告します。

(5)インサイダー情報の管理

インサイダー情報については、証券市場の公正性を阻害する不公正な取引につながる恐れがあり、他の株主や投資者に対する公平性を欠くことになるので、厳重にこれを管理しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,461,200	6.22
株式会社りそな銀行	1,008,058	4.29
トーターエンジニアリング株式会社	1,000,000	4.26
日本理化工業株式会社	1,000,000	4.26
石橋 栄二	750,000	3.19
吉田 知広	750,000	3.19
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	527,800	2.25
株式会社LIVNEX	500,000	2.13
吉本興業ホールディングス株式会社	440,000	1.87
株式会社ヤマト	410,000	1.75

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

持株比率は自己株式1,523,766株を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
佐伯 照道	弁護士													
更家 悠介	その他													
井垣 貴子	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐伯 照道		北浜法律事務所・外国法共同事業 ファウンダー・パートナー フジテック株式会社 社外取締役 ワタベウェディング株式会社 社外監査役	弁護士としての専門知識と豊富な経験を有し、管財人として多数の会社経営を経験されております。 また、社外取締役として、当社の経営を適切に監督しております。 これらのことから、法律面・経営面からの有益な監督及び助言等を期待し、社外取締役として選任しております。 (独立役員) 取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、独立役員に指定しております。

更家 悠介	サラヤ株式会社 代表取締役社長 東京サラヤ株式会社 代表取締役会長	長年経営者を務められ、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、社外取締役として、当社の経営を適切に監督されております。これらのことから、中立的・客観的な視点からの有益な監督及び助言を期待し、社外取締役として選任しております。 (独立役員) 取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、独立役員に指定しております。
井垣 貴子	株式会社健康都市デザイン研究所 代表取締役社長 株式会社HRJ 代表取締役社長	長年経営者を務められ、豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらのことから、中立的・客観的な視点からの有益な監督及び助言を期待し、社外取締役として選任しております。 (独立役員) 取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	2	1	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	2	1	0	社内取締役

補足説明

当社では、取締役の指名・報酬等に係る手続の公正性・客観性・透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

取締役会からの諮問に基づき、指名・報酬委員会では次の事項について審議のうえ、取締役会に答申します。

- ・取締役の選解任に関する事項
- ・代表取締役及び役付取締役の選定・解職に関する事項
- ・取締役の報酬に関する事項
- ・その他取締役会から諮問を受けた事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門から内部監査結果及び改善状況の報告を受け、必要に応じて情報交換を行い、効率的な監査の実施に努めております。

さらに、会計監査人と随時意見の交換を行っており、必要に応じて会計監査人が実施する各部署での会計監査に同行し監査するとともに、会計監査人の監査結果の講評を受け、後日の監査役監査において指摘事項の改善に努めることとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大砂 裕幸	弁護士													
桑木 小恵子	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、
「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、
「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大砂 裕幸		船場中央法律事務所 社長 ジャパンエステート株式会社 社外監査役 神栄株式会社 社外取締役	弁護士としての専門知識と豊富な経験を有していることから、適切に職務を遂行していただけるものと考え、社外監査役に選任しております。 また、税理士資格を保有し、他社の監査役経験等から財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。 (独立役員) 取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、独立役員に指定しております。
桑木 小恵子		辻・本郷税理士法人 執行理事	税理士としての専門知識と豊富な経験を有していることから、適切に職務を遂行していただけるものと考え、社外監査役に選任しております。 (独立役員) 取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は社外取締役及び社外監査役に関する独立性判断基準を定めております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社及び子会社の役員に対し、必要に応じてストック・オプションを付与いたします。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬限度額は、2010年6月29日開催の第71回定時株主総会において、年額2億7,000万円以内(うち社外取締役の報酬等の額は年額2,000万円以内)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち社外取締役1名)であります。
 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第67回定時株主総会において、年額3,600万円以内と決議いただいております。
 当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外取締役2名)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役会の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会で次の通り決議しております。
 取締役会は、各取締役の個別報酬案の作成を指名・報酬委員会に諮問し、その答申に基づき協議のうえ、取締役の個人別報酬額を決定いたします。
 指名・報酬委員会では、各取締役の報酬(子会社の取締役を兼務する取締役については子会社での報酬を含む)について、役職位に応じた固定部分(定期同額報酬)並びに経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益及びROE等について同業他社比などを考慮し総合的に勘案のうえ算出した変動部分(役員賞与)からなる取締役報酬案(原則として当社からの報酬は月例の固定報酬のみ)を決定し、取締役会に答申いたします。
 監査役の報酬額につきましては、株主総会で決議された報酬限度額内で、各監査役の職務執行の対価として適正な水準の報酬を支給することを基本方針とし、監査役の協議により決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する担当部署は設置しておりません。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

該当事項はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、当社グループ全体の重要事項に関する業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会を設置しております。
 また、監査に関する重要事項を協議または決議するための機関として監査役会を設置しており、監査役会は、内部監査責任者及び会計監査人から監査計画や実施状況について報告を受け、また必要に応じ調整を求める等、連携して監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外役員により牽制機能が充実し、経営の透明性と健全性を高められるとの認識から、社外取締役3名及び社外監査役2名を招聘しております。
 これら社外役員は豊富な経験と高い知識を有しており、社内役員から独立した立場で、かつ専門の見地から当社の経営全般に関与していると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集ご通知につきましては早期に発送するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使促進のため、パソコン・スマートフォンを用いたインターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
その他	招集ご通知、報告書及び決議通知書を、発送前に当社ホームページ、東京証券取引所のホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家を年2回(本決算、中間決算時)訪問し、原則として代表者が自ら説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期決算発表後、海外機関投資家向けにテレフォン・カンファレンス方式でIR担当者が説明を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	会社情報、決算短信、決算説明資料、有価証券報告書、プレスリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	岩井コスモ証券株式会社に業務委託しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は、企業活動を展開するうえで、社会や環境を意識した経営に取り組むことが、事業の継続及び企業利益、企業価値のさらなる向上につながるものと考え、ESG活動として、以下の活動に取り組んでおります。

環境 (Environment)

営業車の低燃費車への入れ替えによるCO2の削減
クールビズ等による消費電力の抑制
名刺や持ち袋に、石灰石を主原料とするライメックスの使用

社会 (Social)

社会貢献積立金制度

医学・医療の発展や自然環境保護、災害支援団体への寄付等、当社グループのESG・SDGsの取組み及び地域社会貢献のため、2021年3月期決算以降、毎決算期の親会社株主に帰属する当期純利益の1%程度を「社会貢献積立金」として積立て参ります。

テレワークの推進

2019年11月に総務省より「テレワーク先駆者百選」、2020年1月に日本テレワーク協会主催の「第20回テレワーク推進賞」において「奨励賞」に、それぞれ証券会社として初めて選出されました。

「2025日本万国博覧会誘致委員会」のオフィシャルパートナーとして協賛

天満天神繁盛亭設立(落語専門の定席)やピンクリボン(乳がん対策)などへの寄附大輪会()の一員として大阪を花と緑で活性化する活動や支援

「大阪国際花と緑の博覧会」への参加をきっかけに設立され、地元大阪を花と緑で活性化する活動や支援を行っている企業グループ。

女性の活躍促進

従業員の雇用期間を最長70歳に延長

ガバナンス (Governance)

ガバナンス強化を目的に、持株会社だけでなく、主要子会社である岩井コスモ証券も社外取締役2名、社外監査役2名の役員体制で臨む

その他、事業継続に係る取り組みとして、フィデューシャリー・デューティー(受託者責任)の徹底によるお客様との信頼関係強化に取り組む

その他、詳細は当社ホームページESGの取り組みをご参照ください
<http://www.iwaicosmo-hd.jp/company/esg.html>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 内部統制システムについての基本的な考え方

当社は、内部統制システムとは業務執行が適正になされているかを、経営者がチェックする仕組みであると考えております。この考えのもと、会社法にもとづき、当社及び当社グループ会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)として、業務執行をチェックできる仕組みを整備しております。

(2) 内部統制システムの整備状況

1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(コンプライアンス体制)

当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全社的なコンプライアンス体制を整備します。

内部監査規程を制定し、子会社である岩井コスモ証券株式会社の内部監査部と緊密に連携して内部監査を定期的又は必要に応じて実施し、結果を取締役に報告します。

金融商品取引法第24条の4の4に規定される「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」を適正に行うため、内部統制規程を制定し、社内体制を整備します。

反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備します。

2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(情報保存及び管理体制)

当社の取締役の職務の執行に係る文書、取締役会議事録、稟議書、契約書その他重要な経営情報の保存及び管理に関する取扱に関しては、稟議規程、グループ情報管理規程及び文書管理規程を制定し、適切な保存及び管理を行います。

3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制(リスク管理体制)

当社及び子会社の損失の危険の管理に関しては、危機管理規程を制定し、業務執行について損失の危険の発生の可能性の有無、防止のための施策、また、発生した場合の対処方針等を検討するとともに、子会社である岩井コスモ証券株式会社のリスク管理部署と緊密に連携して適切に管理を行います。

事業継続計画(BCP)基本計画書を策定し、BCPに基づく緊急時の対応体制を予め定め、子会社である岩井コスモ証券株式会社のリスク管理部署と緊密に連携し、グループとしてBCPに対する全社員の認識の徹底を図ります。

4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(効率的職務執行体制)

当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務分掌及び職務権限を制定し、適切かつ効率的に取締役が業務を執行することができるようにします。

5) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(グループ会社管理体制)

当社グループの業務の適正を確保するため、グループ会社管理規程を制定し、子会社である岩井コスモ証券株式会社の総務部と緊密に連携して子会社の経営状況を把握及び管理します。

6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該監査役と協議のうえ、必要な措置を講じます。

当社の監査役は、監査業務を補助すべき使用人に必要な事項を指示することができ、当該使用人はその指示に関し、取締役からの指揮命令を受けないものとします。

7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、コンプライアンスに関する事項、内部通報制度による通報内容等を当社の監査役へ報告します。

当該報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

8) 当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用等を請求した場合、当該費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに対応します。

9) その他当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するための体制

当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するため、当社の監査役が独立性を保ち、子会社である岩井コスモ証券株式会社の内部監査部及び会計監査人と緊密に連携して、取締役会に対する牽制機能が発揮できる体制を整備します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断いたします。万一、反社会的勢力とは知らずに関係をもってしまった場合には、これが判明した時点で速やかに関係を解消いたします。当社は全ての役職員が反社会的勢力の排除を社会的責任の一環であると認識し、反社会的勢力に対し屈することなく法律に則して対応いたします。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

1) 当社は不当要求防止責任者を選定し、反社会的勢力への対応体制の整備や指導教育を行っております。

2) 当社は、外部の専門機関と連携し、緊急を要する場合には警察署等へ直ちに連絡するとともに、外部機関が実施する講習会などに積極的に参加し、反社会的勢力に関する情報の収集に尽力いたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、顧客・投資家の満足度を高め、企業価値を向上させていくことこそが買収防衛につながるの考えのもと、本質的に企業価値を高める施策を講じて参る所存です。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はございません。

